

# 自然景観保全地域

## 【景観形成方針】

この地域は、吾妻山や斜平山に代表される美しい山岳や田園等の自然が多く残されていることから、この豊かな自然景観を保全します。

- (ア) 吾妻山や斜平山を始めとした、豊かな自然景観の保全と育成及びその景観資源の活用
- (イ) 山麓の農村集落や田園集落の景観の保全
- (ウ) 豊かな水に恵まれた田園や畑等の優良農地の保全・育成
- (エ) 地域に根ざした寺社の保全と祭等の伝統行事の継承

## 【景観形成基準】

区分		景観形成基準
①建築等	形態意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	・ 屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望景観	・ 保全対象の眺望景観(別に定める眺望景観をいう。以下同じ。)における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 ・ 建築物の高さは、保全対象の眺望景観における視点と主対象の上端を結ぶ面(以下「眺望面」という。)を超えないようにすること。 やむをえず眺望面を超える場合は、当該建築物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。
②建設等	形態	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	・ 目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。 ・ 鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望景観	・ 保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 ・ 工作物の高さは、眺望面を超えないようにすること。 やむをえず眺望面を超える場合は、当該工作物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。
③開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
④土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
⑤物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

## 【保全対象の眺望景観】

保全対象の眺望景観は、下表の視点から眺められる主対象の景観とする。

視点 \ 主対象	大朝日岳	飯豊山	西吾妻山	栗子山	斜平山 (笹野山)
東北中央自動車道	○	○	○	○	
米沢南陽道路	○	○	○	○	
国道 13 号	○	○	○	○	
国道 121 号	○	○	○	○	○
国道 287 号	○	○	○	○	○
主要地方道米沢猪苗代線			○	○	○

注1 視点は、道路の路肩端又は歩道端で1.5mの高さとする。

注2 視点のうち、地形上・植生上の理由で良好な眺望がえられない区間は除く。

注3 視点のうち、東北中央自動車道は供用区間をいう。